

**山形県立こども医療療育センター庄内支所では  
常勤医師を募集しています**

**1 採用予定数**

1名

※ 裏面に当支所の概要を記載しています。

**2 担当業務**

- ① リハビリテーション利用者の健康状態の確認及び助言
- ② 新規患者の訓練計画の承認
- ③ 特別児童扶養手当等の申請に必要な診断書の発行
- ④ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等との調整 等

※ 本所から定期的に専門医（小児科、整形外科）が派遣され、診察も受け持ちます。

※ 業務の詳細につきましては下記にお問い合わせください。

**3 任 期**

- ① 65歳未満の方 なし
- ② 65歳以上の方 3年（5年まで更新可能）

**4 勤務条件等**

- ① 一般職の常勤職員と同様（地方公務員法適用）
- ② 勤務時間：月～金曜日（8：30～17：15）、夜勤・休日勤務なし  
※ 年次有給休暇等各種休暇制度有
- ③ 共済制度、災害補償：地方職員共済組合、地方公務員等災害補償基金適用

**5 給 与**

- ① 65歳未満の方 年収1,300万円～1,500万円程度  
（医師免許取得後の経験年数20年程度の場合）
- ② 65歳以上の方 年収1,000万円程度  
（医師免許取得後の経験年数40年程度の場合）  
※ 経験年数により、一般職の常勤職員と同様の給与規定に基づき支給

**6 その他**

定年制度の適用なし

《連絡先》

|                 |    |                 |
|-----------------|----|-----------------|
| 山形県健康福祉部障がい福祉課  | 石山 | 電話 023-630-2270 |
| こども医療療育センター庄内支所 | 田宮 | 電話 0235-23-4584 |

## 山形県立こども医療療育センター庄内支所について（支所の概要・課題）

令和元年6月

### はじめに

当支所は、上山市にある県立こども医療療育センター（本所）への通所が、遠距離につき困難な障がい児のための庄内地域における在宅支援拠点施設として、平成10年に鶴岡市に設置されました。

支所が有する機能は、主に脳性麻痺等の肢体不自由児をはじめ発達障がい等の言葉や知的な発育に遅れのある児童の通所による療育および訓練です。

○ 所在地 鶴岡市道形町 49-21

○ 電話番号 0235-23-4584



### 支所の概要

診療体制は、内科医師1名、庄内地域在住の小児科医師2名の応援の他、本所からの小児科・整形外科医師による応援で構築されています。また週3回ほど山形大学医学部歯科口腔外科からの派遣を得て、障がい児歯科診療を行っています。

職員は、支所長事務取扱い(健康福祉部次長兼務)・次長(事務)・理学療法士2名・作業療法士2名・言語聴覚士2名・看護師2名・療育相談担当の保育士1名・歯科衛生士1名・受付担当の医療事務2名で、正職員9名、嘱託5名の14名体制で診療・訓練にあたっております。

平成30年度の診療等の実績は延べ約5,000人であり、リハビリテーションは延べ約7,200人であります。

疾患の内訳は、言語性発達遅滞(25%)、精神運動発達遅滞(18%)、脳性麻痺(10%)、発達性構音障害(8%)のほか、精神遅滞、発達性失語症、ダウン症候群、運動発達遅滞、自閉症、AD/HD(注意欠陥多動症)、LD(学習障害：普通に生活できても読み書き、計算ができない)などです。

平成30年度の療育相談の実績は114件で、保護者の育児に対する不安や様々な悩み事などの相談に対応しています。相談内容は療育に関するものが約半数を占め、他に種々の社会保障制度に関する相談も寄せられています。

そのほか、地域の関係機関と連携し、関係職員の資質の向上のための研修会を開催したり、見学を受け入れるなどし、また障がい児等施設に職員を派遣するなど、地域との関わりも大切にしています。

### 支所の課題

課題は、常勤医師の不在です。小児科受診の需要は多く、受診までの待機期間は決して短くありません。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士や看護師等各担当者が1～2名と少数であるため、欠員が生じた場合、サービス低下が危惧される状況にあります。

### 最後に

このような状況の中、庄内地域にお住いの障がいのあるお子さん一人一人が、そしてご家族の方々がより豊かな生活を送れるよう、支所が一丸となって支援していきたいと考えておりますので、関係者の方々の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。